【報告３】

令和２年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の専決処分の概要

志木市国民健康保険に加入する被用者に対し、傷病手当金を支給する

１　補正予算額

歳入、歳出ともに３００万円を計上する

【歳入科目】４款１項１目　保険給付費等交付金　２節　特別交付金
細節２　国特別調整交付金分

【歳出科目】２款６項１目　傷病手当金　１８節　負担金補助及び交付金
細節１　負担金

２　積算根拠

月額収入　３００，０００円

直近の継続した３か月間の給与等の収入の合計額
９００，０００円（３００，０００円×３か月）

就労日数　６０日（２０日×３か月）

支給日額　９００，０００円÷６０日×２/３＝１０，０００円

１０，０００円×３０日×１０人＝３，０００，０００円
（１０，０００円×支給対象となる日数×支給対象人数）

※月額収入約３０万円の者が、労務に服することができなくなった日から３日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数が３０日程度あった場合を想定し、対象者が１０名程度あったとしても、速やかに給付できることを想定した。